

いらっしやい 河北町へ

転入支援いたします！

河北町移住定住促進事業費補助金制度について

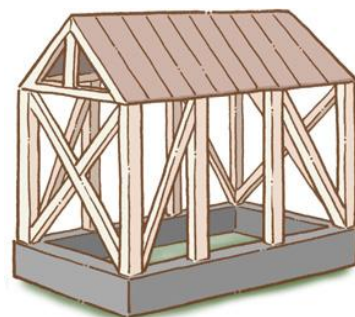
平成27年度から、町の人口増加及び定住化を図り、地域の活性化を促進するため「河北町移住定住促進事業費補助金制度」を創設しております。ぜひ、この制度を利用していただき「I・J・Uターン」を考えていただければと思います。

□補助金が受けられる方

以下の要件のいずれにも該当する方

- 居住者のうち世帯主
- 河北町に転入した方のうち、**転入する前1年間は河北町にいなかった方で、今後河北町に定住する方。また、転入以後3年を経過していない方。**
※前住所の居住年数が、住民票等で確認できない場合は該当しません。
- 新築及び購入住宅の売買契約を締結した方
- 登記事項証明書の名義が世帯主またはその配偶者
- **取得住宅の所有者が2名以上いる場合、その共有持分を2分の1以上有する方**
- その住宅の所在地で住民基本台帳に記載されている方。
- この補助金をこれまで受けていないこと。

※詳細についてはお問い合わせください。



□補助金交付額

条件に適合すれば70万円を交付します。
ご夫婦で転入の場合、いずれかが40歳未満であれば30万円を加算します。

□その他

河北町持家住宅促進事業費補助金との併用もできます。
(新築の場合、最高50万円補助)

□問い合わせ・申し込み先

- ご希望の方は事前に河北町役場 都市整備課 管理係
Tel0237-73-2111 (内線246) にお問い合わせください。